

件名	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31条）

【改正の概要】

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）が公布されたことに伴う規定整備を行う。

○改正内容

引用条項等の改正

新型インフルエンザ等対策特別措置法

- ・第44条 → 第26条の8
- ・新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当
→ 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当

○参考

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律第1条

施行日	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日
-----	---

【その他参考事項】

○支給額（災害派遣手当と同額）

施設の利用区分 派遣を受けた都道府県又は 市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又は これに準ずる施設 （1日につき）	その他の施設 （1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

○支給方法（災害派遣手当と同額）

職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給料支給の例による